

3. 看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	資質向上推進計画策定事業	専任職員研修事業	看護職員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員臨床技能向上推進事業	専門分野研修	短期研修	中長期研修	看護職員確保対策特別事業	看護職員就業確保総合支援事業
北海道	5事業	○		○	○					○	○
青森	2事業				○					○	
岩手	3事業		○		○					○	
宮城	1事業				○					○	
秋田	2事業	○			○						
山形	1事業				○						
福島	2事業		○	○	○						
茨城	3事業		○		○	○		△			
栃木	4事業	○	○		○	○		△			
群馬	5事業	○	○	○	○	○		△		○	○
埼玉	7事業	○	○	○	○	○		△	△		○
千葉	3事業		○		○	○		△			
東京	2事業		○	○	○	○					
神奈川	5事業	○	○	○	○	○	△	△			○
新潟	3事業				○	○		△			
富山	3事業		○		○	○		△			
石川	2事業				○	○		△			
福井	3事業		○		○	○		△			
山梨	3事業		○		○	○		△			○
長野	2事業		○	○	○	○				○	
岐阜	2事業				○	○				○	
静岡	2事業				○	○				○	
愛知	3事業		○	○	○	○		△		○	
三重	4事業		○		○	○		△		○	
滋賀	3事業		○		○	○		△			
京都	2事業		○		○	○					
大阪	6事業	○	○	○	○	○		△			○
兵庫	1事業				○	○					
奈良	1事業				○	○					
和歌山	1事業				○	○					
鳥取	0事業										
島根	1事業					○		△			
岡山	1事業				○	○					
広島	3事業		○		○	○			△		
山口	3事業	○			○	○		△			○
徳島	3事業				○	○		△			○
香川	1事業				○	○					
愛媛	3事業	○			○	○				○	
高知	1事業				○	○					
福岡	3事業			○	○	○					○
佐賀	1事業		○		○	○				○	
長崎	3事業		○		○	○				○	
熊本	3事業		○		○	○				○	
大分	4事業		○		○	○		△		○	
宮崎	2事業		○		○	○		△		○	
鹿児島	1事業				○	○					
沖縄	4事業		○	○	○	○		△			
16年度実施見込	123事業	9県	22県	11県	38県	20県	1県	19県	4県	14県	9県
16年度予算	347事業	15県	40県	20県	40県	-	44コース	180ヶ所	8ヶ所	-	-
実施率(実施/予算)	35.4%	60.0%	55.0%	55.0%	95.0%	-				-	-

4. 看護師等養成所の平成16年4月施設数及び定員見込数

区分	平成15年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成16年4月見込				
	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (募集再開)	1学年定員	総定員	学校数 (募集中止)	1学年定員	総定員	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員		
保健師	大 学	103 (103)	7,660	7,660	13	1,004	1,004				116 (116)	8,664	8,664	
	短期大学専攻科	18 (18)	600	600				1 (1)	120	120	17 (16)	480	480	
	養成所	32 (32)	1,160	1,160							32 (32)	1,160	1,160	
	合 計	153 (153)	9,420	9,420	13 (0)	1,004	1,004	1 (1)	120	120	165 (164)	10,304	10,304	
助産師	大 学	70 (70)	5,240	5,240	6	434	434				76 (76)	5,674	5,674	
	短期大学専攻科	29 (29)	500	500				3	70	70	26 (26)	430	430	
	養成所	33 (32)	750	750							33 (32)	750	750	
	合 計	132 (131)	6,490	6,490	6 (0)	434	434	3 (0)	70	70	135 (134)	6,854	6,854	
看護師	3年課程	大 学	106 (105)	7,780	31,040	13	1,004	4,016				119 (118)	8,784	35,056
		短期大学	56 (42)	3,230	9,690	3	220	660	5 (13)	1,010	3,030	54 (32)	2,440	7,320
		養成所	500 (480)	23,482	70,886	11	803	2,409	9 (10)	482	1,446	502 (481)	23,803	71,849
		小 計	662 (627)	34,492	111,616	27 (0)	2,027	7,085	14 (23)	1,492	4,476	675 (631)	35,027	114,225
	2年課程	短期大学	10 (8)	410	820				1 (1)	50	100	9 (7)	360	720
		高等学校専攻科	61 (61)	2,955	5,910				(5)	270	540	61 (56)	2,685	5,370
		養成所	299 (264)	11,790	30,822	4	740	1,340	10 (18)	778	2,031	293 (250)	11,752	30,131
		小 計	370 (333)	15,155	37,552	4 (0)	740	1,340	11 (24)	1,098	2,671	363 (313)	14,797	36,221
	高等学校及び専攻科一貫教育	65 (65)	3,335	16,675	1	80	400	(1)	40	200	66 (65)	3,375	16,875	
	合 計	1,097 (1,025)	52,982	165,843	32 (0)	2,847	8,825	25 (48)	2,630	7,347	1,104 (1,009)	53,199	167,321	
准看護師	高等学校衛生看護科	118 (24)	1,210	3,750				93 (2)	80	240	25 (22)	1,130	3,510	
	養成所	297 (283)	14,058	28,116				5 (15)	635	1,270	292 (268)	13,423	26,846	
	合 計	415 (307)	15,268	31,866	0 (0)	0	0	98 (17)	715	1,510	317 (290)	14,553	30,356	
総 計	1,797 (1,616)	84,160	213,619	51 (0)	4,285	10,263	127 (66)	3,535	9,047	1,721 (1,597)	84,910	214,835		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 学校数のカッコ内の数は募集中のもの再掲である。

注3 大学においての実際の助産師養成数は定員と異なっている。(平成15年度 50大学、養成数 417人)

5. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

【平成15年度】

- 日 程 「看護の日」：平成15年5月12日（月）
「看護週間」：平成15年5月11日（日）～17日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会 他

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成15年5月11日（日）
- 会 場 イイノホール（東京都千代田区）
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

全国行事「ふれあい看護体験」の実施

看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に
全国で約2,200施設が実施し、約3万人が体験した。

【平成16年度】

- 日 程 「看護の日」：平成16年5月12日（水）
「看護週間」：平成16年5月9日（日）～15日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人
日本訪問看護振興財団 他

中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成16年5月8日（土）
- 会 場 金沢市観光会館
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

6. 保健師助産師看護師の行政処分の考え方について

平成14年11月26日

医道審議会保健師助産師看護師分科会看護倫理部会

保健師助産師看護師の行政処分の考え方

当部会は、保健師助産師看護師（以下「看護師等」という。）の行政処分に関する意見の決定に当たり、過去における当部会の議論等を踏まえつつ、昨今の社会情勢や社会通念の変化に対応して、当面、以下の考え方により審議することとする。

1 行政処分の考え方

保健師助産師看護師法第14条に規定する行政処分については、看護師等が、罰金以上の刑に処せられた場合等に際し、看護倫理の観点からその適正等を問い、厚生労働大臣がその免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずるものである。

処分内容の決定においては、司法処分の量刑を参考にしつつ、その事案の重大性、看護師等に求められる倫理、国民に与える影響等の観点から、個別に判断されるべきものであり、かつ、公正に行われなければならないと考える。

このため、当部会における行政処分に関する意見の決定に当たっては、生命の尊重に関する視点、身体及び精神の不可侵性を保証する視点、看護師等有する知識や技術を適正に用いること及び患者への情報提供に対する責任性の視点、専門職としての道徳と品位の視点を重視して審議していくこととする。

2 事案別の考え方

(1) 身分法（保健師助産師看護師法、医師法等）違反

保健師助産師看護師法、医師法等の医療従事者に関する身分法は、医療が国民の健康に直結する極めて重要なものであるとの考え方から、定められた教育課程を修了し免許を取得した者が医療に従事すること及び免許を取得していない者が不法に医療行為を行うことのないよう規定している。また、不法に医療行為を行った際の

罰則についても、国民の健康に及ぼす害の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分に当たっては、司法処分の量刑の程度に関わらず、他者の心身の安全を守り国民の健康な生活を支援する任務を負う看護師等が、自らに課せられた基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらすような法令違反を犯したことを重く見るべきである。

(2) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反

麻薬等の違法行為に対する司法処分は基本的には懲役刑（情状により懲役及び罰金）であり、その量刑は、不法譲渡、不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定されている。累犯者についても重い処分となっている。

行政処分に当たっては、麻薬等の害の大きさを十分認識している看護師等が違法行為を行ったこと、麻薬等を施用して看護業務を行った場合には患者の安全性が脅かされること、さらに、他の不特定の者へ犯罪が伝播する危険があること等を重く見るべきである。

(3) 殺人及び傷害

本来、人の生命や身体の安全を守るべき看護師等が、殺人や傷害の罪を犯すことは、看護師等としての資質や基本姿勢が問われるだけではなく、専門職としての社会的な信用を大きく失墜させるものである。特に、殺人を犯した場合は基本的に免許取消の処分がなされるべきである。

ただし、個々の事案では、その様態や原因も様々であり、行政処分に当たっては、それらを考慮に入れるのは当然である。

(4) 業務上過失致死傷（交通事犯）

交通事故による致死傷等に対する司法処分では、警察等への通報や被害者を救護せずそのまま逃走した事犯の場合、厳しく責任を問われている。

元来、看護師等は人の心身の安全を守るべきであるにもかかわらず、適切な救護措置をとらなかつたり、通報もしなかつたということは悪質であり、行政処分に当たっては、看護師等としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを十分に検討し、相当の処分を行うべきである。

(5) 業務上過失致死傷（医療過誤）

看護師等の業務は人の生命及び健康を守るべきものであると同時に、その業務の性質から危険を伴うものである。従って看護師等に対しては、危険防止の為に必要とされる最善の注意義務を要求される。看護師等が国民の信頼に応えず、当然要求される注意義務を怠り、医療過誤を起こした事案については、専門職としての責任を問う処分がなされるべきである。

ただし、医療過誤は、様々なレベルの複合的な管理体制上の問題の集積によることも多く、一人の看護師等の責任に帰することができない場合もある。看護師等の注意義務違反の程度を認定するに当たっては、当然のことながら、病院の管理体制や他の医療従事者における注意義務違反の程度等も勘案する必要がある。

なお、再犯の場合は、看護師としての資質及び適性を欠くものでないかどうかを特に検討すべきである。

(6) わいせつ行為等（性犯罪）

人の身体に接する機会が多く、身体の不可侵性を特に重んじるべき看護師等がわいせつ行為を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるだけでなく、看護師等としての倫理性が欠落している、あるいは看護師等として不適格であると判断すべきである。

特に、看護師等の立場を利用して行った事犯や、強姦・強制わいせつ等、被害者の人権を軽んじ、心身に危害を与えた事犯については、悪質であるとして相当に重い処分を行うべきである。

(7) 詐欺・窃盗

信頼関係を基にその業務を行う看護師等が詐欺・窃盗を行うことは、専門職としての品位を貶め、看護師等に対する社会的信用を失墜させるものである。

特に、患者の信頼を裏切り、患者の金員を盗むなど看護師等の立場を利用して行った事犯（業務関連の事犯）については、看護師等としての倫理性が欠落していると判断され、重くみるべきである。

7. 平成16年度看護教員養成講習会開催予定

(平成16年3年1日現在)

都 道 府 県 等	受講定員	講 習 期 間
北 海 道	50	平成16年 5月 ~ 平成17年 1月
福 島 県	40	平成16年 4月 ~ 平成16年12月
群 馬 県	30	平成16年 5月 ~ 平成17年 2月
埼 玉 県	45	平成16年 4月 ~ 平成17年 3月
東 京 都	50	平成16年 4月 ~ 平成17年 3月
神 奈 川 県	40	平成16年 4月 ~ 平成17年 3月
愛 知 県	30	平成16年 4月 ~ 平成17年 3月
大 阪 府	70	平成16年 4月 ~ 平成16年12月
兵 庫 県	50	平成16年 5月 ~ 平成16年12月
広 島 県	35	平成16年 5月 ~ 平成16年12月
福 岡 県	45	平成16年 5月 ~ 平成16年12月
11か所	計485人	

8. 平成16年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成16年4月9日(金)から平成17年3月11日(金)まで1年間			
入学に必要資格等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、またはその職に就くことを希望する者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立保健医療科学院の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会(厚生労働省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
- イ 国立保健医療科学院の専攻課程修了者(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む。)
- ウ 厚生労働省が認定している看護教員養成講習会修了者(厚生労働省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修した者。